

令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託仕様書

1 趣旨

障がい者がスポーツを行う上で、特性を理解した指導者の育成やスポーツをする場所の確保等が課題となっていることから、本業務委託において、障がい者がスポーツを行う場及び機会の提供と、それを支える指導者の育成、関係者間の連絡調整体制の強化を総合的に実施し、障がい者が身近な地域でスポーツに参加できる環境を整え、より一層の裾野拡大を図るとともに、県民の障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。

2 委託業務名

令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) スポーツ教室等開催

ア 目的

多くの障がい者がその障がい特性に応じたスポーツを体験できるよう、県内各地においてスポーツ教室及び各種スポーツ大会を開催し、生活の質的向上が図られるよう、必要な社会参加施策を効果的に実施し、障がい者に対する地域の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

イ 内容

(ア) スポーツ教室開催

下表のとおり15教室を開催すること。

なお、開催に当たっては、これまでスポーツを経験していない障がい者が参加できるよう配慮するとともに、次の各号を踏まえ、実施すること。

- a 教室の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、運営に必要な用具の準備及び指導員、補助員を配置すること。
- b 参加者の安全に配慮し、万が一の場合に備え、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

教室名	実施回数
ボッチャ教室	2
グラウンドゴルフ教室	3
ヨガ教室	1
ゲートボール教室	2
卓球バレー教室	2
スキー交流会	1
STT教室	2
ウォーキング教室	2

(イ) 競技大会開催

フライングディスク大会を開催すること。

なお、開催に当たっては、次の各号を踏まえ、実施すること。

- a 入賞者等にメダル等を授与すること。
- b 大会役員等に弁当を配付すること。
- c プログラムを作成し、大会関係者に配付すること。
- d 大会の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、運営に必要な用具の準備及び審判員、補助員を配置すること。(参加人数目安：選手300人、役員・ボランティア等46人)
- e 参加者の安全に配慮し、万が一の場合に備え、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。
- f フライングディスク大会は、13歳以上の障がい者を対象とし、全国障害者スポーツ大会競技規則に準じ、競技を実施すること。

(2) パラスポーツ指導員養成

ア 目的

障がい者がスポーツを行う上で、その特性に応じた配慮や工夫が必要であることから、適切に指導ができるスポーツ指導員の養成を行うとともに、資格保有者に対して資質の向上のための研修を実施し、障がい者スポーツの一層の普及と振興を図ることを目的とする。

イ 内容

下表のとおりパラスポーツ指導員養成講習会等を開催すること。

なお、開催に当たっては、「目的、事業内容等」を記載した、実施要領を作成の上、関係機関及び団体等に広く周知するとともに、次の各号を踏まえ、実施すること。

(ア) (公財)日本パラスポーツ協会が定める「パラスポーツ指導員基準カリキュラム」に基づき、実施すること。

なお、上記カリキュラム等が改正された場合には、それに基づいた内容とすること。

(イ) カリキュラムの内容に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、講習会に必要な用具の準備及び講師を招聘すること。

(ウ) 初級及び中級養成講習会を修了した者に修了証を交付すること。

項 目	内 容	実施回数	参加人数目安
初級 パラスポーツ指導員	初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者を養成する。	沿岸地区 含む2回	1回あたり 受講者15人 講師7人
中級 パラスポーツ指導員	障がい者スポーツのリーダーとして、十分な知識、技術と経験に基づき指導を行える指導者の模範となる者を養成する。	1回	1回あたり 受講者 (中級)10人 (フォローアップ)5人
パラスポーツ指導員 フォローアップ研修	初級及び中級スポーツ指導員に対するフォローアップ研修会を開催する。	1回以上	講師15人

(3) 岩手県障がい者スポーツ大会開催

ア 目的

第27回岩手県障がい者スポーツ大会(以下「大会」という。)は、大会の実施を通して、障がい者が自らの可能性を見出すとともに、県民の障がい及び障がい者に対する理解の促進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的とする。

イ 内容

別添「第27回岩手県障がい者スポーツ大会実施要綱」（以下「要綱」という。）により開催すること。（参加人数目安：選手1,600人、役員・ボランティア等1,000人（うち競技役員145人、補助員265人、医療班員8人、手話通訳者15人、要約筆記者15人））

なお、開催に当たっては、要綱に定める実行委員会を設置、開催の上、次の各号を踏まえ、大会運営について、協議、決定すること。

- (ア) 参加種目の決定及び選手の募集を行うこと。
 - (イ) 大会の参加人数に応じた、係員及びボランティアを配置すること。
 - (ウ) 各種目の上位3位までの入賞者にメダル等を授与すること。
 - (エ) プログラムを作成し、大会関係者に配付すること。
 - (オ) 大会役員等に弁当を配付すること。
 - (カ) 大会に必要な用具の準備を行うこと。
 - (キ) 参加者の安全に配慮し、万が一の場合に備え、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。
- また、第27回岩手県障がい者スポーツ大会（令和7年度実施）について、実施要綱の策定及び参加種目の決定、選手の募集など大会開催に係る準備を行うこと。

(4) 障がい者スポーツ大会選手育成強化

ア 目的

希望郷いわて大会に向けて培われた選手育成・強化や指導者間の連携体制の構築等の取組を定着させ、競技力の維持・向上及びより一層の障がい者スポーツの普及促進を図ることを目的とする。

イ 内容

(ア) 個人及び団体競技選手強化練習の実施

- a 個人競技（陸上、水泳、卓球（身・知、精、サウンドテーブルテニス）、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ）について、競技指導者を招聘し、強化練習等を1回以上実施すること。（参加人数目安：選手28人、指導者9人）
- b 団体競技（バレーボール（身（男女別）、知（男女別）、精）、バスケットボール（男女別）、車いすバスケットボール、サッカー、ソフトボール、フットソフトボール、グランドソフトボール）について、競技指導者を招聘し、強化練習等を1回以上実施すること。（参加人数目安：選手157人、指導者24人）
- c 練習の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、練習に必要な用具の準備すること。
- d 参加者の安全に考慮し、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

(イ) 団体競技遠征の実施

- a 団体競技について、遠征（他県チーム等との強化試合を含む。）を各競技1回以上実施すること。（参加人数目安：選手157人、指導者40人）
- b 参加者の安全に考慮し、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

(ウ) 団体競技北海道・東北ブロック予選会への参加支援

北海道・東北ブロック予選会参加チームの選手・役員に対し、旅費を支給すること。（参加人数目安：選手142人、指導者37人（県内開催競技を除く））

(エ) 団体競技北海道・東北ブロック予選会の開催

第24回全国障害者スポーツ大会バスケットボール競技の出場に当たり、北海道・東北プロ

ック予選会を開催し、同ブロックの代表者を決定すること。(参加人数目安:選手役員126人、審判員6人、補助員等8人)

なお、開催に当たっては、「目的、事業内容等」を記載した、実施要領を作成の上、関係機関及び団体等に周知するとともに、次の各号を踏まえ、実施すること。

- a 全国障害者スポーツ大会競技規則に準じ、競技を実施すること。
- b 上位3位までの入賞者にトロフィー及び表彰状を授与すること。
- c 大会役員等に弁当を配付すること。
- d 予選会の規模に応じ、関係団体等から協力を得るとともに、運営に必要な用具の準備及び審判員を配置すること。
- e 参加者の安全に配慮し、万が一の場合に備え、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

(オ) 指導者の連携体制の構築

関係団体等と連携を図りながら、計画的な事業推進の連携体制を構築するため、個人及び団体競技(個人9種目、団体12種別)を併せた指導者連絡会を1回開催すること。

(5) 障がい者スポーツ振興推進員設置

ア 目的

障がい者スポーツに関係する組織や個人間をコーディネートすることで、県内における障がい者スポーツ推進体制を構築し、より一層の障がい者スポーツの普及・拡大を図ることを目的とする。

イ 内容

- (ア) 上記目的を推進するために、障がい者スポーツ振興推進員(以下「推進員」という。)を3名設置(うち、常勤の職員は1名以上)すること。
- (イ) 推進員は、県内における障がい者スポーツの現状を把握するとともに、次の各号を担うこと。
 - a 岩手県障がい者スポーツ振興事業を実施すること。
 - b 行政(県、市町村等)、学校、スポーツ団体、障がい者福祉団体及び事業者、企業、個人等障がい者スポーツに携わる関係者間の連携体制の確立及び強化すること。
 - c 障がい者スポーツの啓発及び普及すること。
 - d 県内各地域において障がい者スポーツを支える人材の発掘と養成すること。
 - e 障がい者スポーツに関する講習会の企画及び選手を増加させること。
 - f その他、県内障がい者スポーツの振興のために必要な事業を実施すること。

5 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知)第3に規定する合理的配慮について留意すること。
- (2) 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項
(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。